

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示書面)

2025 年 9 月 1 日

株式会社リソー教育グループ

株式会社TOMAS

2025 年 9 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都豊島区目白三丁目 1 番 40 号
株式会社リソー教育グループ
代表取締役社長 天 坊 真 彦

東京都豊島区目白三丁目 1 番 40 号
株式会社TOMAS
代表取締役社長 町 田 仁

株式会社リソー教育グループ(2025 年 9 月 1 日付で、株式会社リソー教育より商号変更。以下「分割会社」といいます。)及び分割会社の完全子会社である株式会社TOMAS(以下「承継会社」といいます。)は、2025 年 4 月 18 日付で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、分割会社の学習塾事業、英語スクール事業及び生徒募集勧誘事業(以下「本件事業」といいます。)に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2025 年 9 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過(会社法第 784 条の 2)

本吸収分割において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過(会社法第 785 条)

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法

律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 7 月 28 日付で分割会社の株主に対し、電子公告を行いました。また、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過 (会社法第 787 条)

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 5 月 8 日付で新株予約権者に対して所定の事項を通知しましたが、同条第 1 項の規定に基づき、新株予約権の買取りを請求した新株予約権者はいませんでした。

(4) 債権者の異議申述手続の経過 (会社法第 789 条)

本吸収分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過 (会社法第 796 条の 2)

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過 (会社法第 797 条)

分割会社は、承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配会社であることから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議申述手続の経過 (会社法第 799 条)

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 7 月 28 日付の官報により、債権者に対して異議申述公告を行いました。また、所定の期間内に同条第 1 項の規定に基づき、異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社には、知れている債権者は存在しないため、承継会社は、知れている債権者に対する個別の催告を行っておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 9 月 1 日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社が本件事業に関して有する資産、負債及び債務、雇用契約その他権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 6,772 百万円(概算値)、負債の額は 4,616 百万円(概算値)であります。

5. 吸収分割による変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2025 年 9 月 2 日予定

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上